公庫公団等貸付	16,560,000,000	0	6,404,000,000	0	10,156,000,000	
地方公共団体貸付	14,729,191,626,516	0	1,497,856,131,821	0	13,231,335,494,695	
計	15,836,871,286,345	1,887,337,310,031	3,546,067,033,420	0	14,178,141,562,956	

㈱　回収額は、任意返済、期日返済及び繰上返済によるものであります。

4．長期借入金の明細　（単位：円）

区　分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	摘　要
ゆうちょ銀行	2,507,427,357,448	236,174,534,962	544,297,793,902	2,199,304,098,508	（注２）
かんぽ生命保険	13,329,443,928,897	1,651,162,775,069	3,001,769,239,518	11,978,837,464,448	（注３）
計	15,836,871,286,345	1,887,337,310,031	3,546,067,033,420	14,178,141,562,956	

（注１）　当該借入金は貸付金に対応するものであり、借入年月日、借入金額、借入期間、利率、利息の計算方法並びに補償金、違約金及び延滞利息の算定方法並びに借入金、利息、補償金、違約金及び遅延利息の返済方法が貸付金と同一の条件になっているものであります。

（注２）　期中の借入平均利回りは1.26％（単位未満四捨五入）、最長の返済期限は平成46年９月30日となっております。

（注３）　期中の借入平均利回りは2.40％（単位未満四捨五入）、最長の返済期限は平成50年３月31日となっております。

5．引当金の明細　（単位：円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
賞与引当金	21,869,028	21,843,103	21,869,028	0	21,843,103	
役員賞与引当金	3,766,842	3,676,783	3,766,842	0	3,676,783	
時効保険金等払戻引当金	7,277,966,401	4,290,744,614	3,756,047,527	0	7,812,663,488	
計	7,303,602,271	4,316,264,500	3,781,683,397	0	7,838,183,374	

6．退職給付引当金の明細　（単位：円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
退職給付債務合計額	2,331,050	3,027,650	0	5,358,700	
退職一時金に係る債務	2,331,050	3,027,650	0	5,358,700	
退職給付引当金	2,331,050	3,027,650	0	5,358,700	

7．設立時資産・負債差額及び資本剰余金の明細　（単位：円）

区　分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
設立時資産・負債差額	政府出資金	7,000,000,000	0	0	7,000,000,000	
	計	7,000,000,000	0	0	7,000,000,000	

8．積立金の明細　（単位：円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
通則法第44条第１項積立金	60,716,921,641	11,650,744,919	72,367,666,560	0	㈱
前中期目標期間繰越積立金	0	23,319,439,128	0	23,319,439,128	積立金からの振替額

㈱　前中期目標期間最終年度の積立金の期末残高は60,716,921,641円であり、これに前中期目標期間の最終年度の未処分利益11,650,744,919円を加えると、積立金は72,367,666,560円となります。

この積立金、72,367,666,560円のうち、今中期目標期間に繰越の承認を受けた額は23,319,439,128円であり、差し引き49,048,227,432円については国庫に納付しております。

9．役員及び職員の給与の明細　（単位：千円、人）

区　分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　員	(1,732) 45,300	(1) 3	(—) —	(—) —
職　員	(—) 292,873	(—) 40	(—) —	(—) —
合　計	(1,732) 338,173	(1) 43	(—) —	(—) —

（注１）　役員に対する報酬等の支給基準の概要

「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構役員報酬規程」及び「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構役員退職手当規程」に基づき支給しております。

（注２）　職員に対する給与及び退職手当の支給基準の概要

「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構職員給与規程」に基づき支給しております。